

措置の通知書

青市監報告第 262 号関係分

税務部

指摘事項	措置状況
<p><b>【納税支援課】</b></p> <p>□ 領収証書 (ID59 及び ID88) の受払簿の記録が実状と一致しない。 ＜青森市公金取扱いに関する運用指針＞</p>	<p>□ 臨戸徴収の際に使用する領収証書 ID59 (後期高齢者医療保険料用) 及び ID88 (市税用) は、50 枚で 1 冊の綴りとなっており、使用した際には、1 枚毎の記録については交付台帳に記載していたものの、1 冊毎の受払記録をしていなかったことから、新たに 1 冊毎の領収証書受払簿を作成し、1 冊毎に使用可能な領収書の枚数と使用した枚数を、また、領収書の残数は翌年へ繰越したことを記録することで、領収証書の受払の経緯や現状を把握できるよう改めました。</p>
<p><b>【国保医療年金課】</b></p> <p>□ 納期限が正しく設定されていない。 ＜青森市財務規則第 40 条第 2 項＞</p>	<p>□ 歳入の通知に係る納期限は、青森市財務規則第 40 条第 2 項の規定に「納入の通知に係る納期限は、法令その他別に定めるものがあるものを除き、調定の日から 15 日以内においてその期日を定めるものとする」とありますが、当該返還金については、調定日からではなく、納入通知書の発送日から 15 日目での納期限の設定としていました。</p> <p>今後は、納期限について、青森市財務規則を遵守するとともに、再発防止のため、担当チーム職員複数名での確認作業を徹底します。</p>

措置の通知書

青市監報告第 262 号関係分

交通部

指摘事項	措置状況
<p><b>【管理課】</b></p> <p>□ 契約書の条文中、誤った条文や存在しない条文を引用している。</p> <p>□ 起案文書の決裁日欄・文書審査欄・公印承認欄の押印漏れなどがある。 ＜青森市企業局文書取扱規程、青森市企業局公印規程＞</p>	<p>□ 令和 2 年 4 月 1 日からの民法改正への対応及び公共発注機関における契約事項の明確化・適正化を図るため、本市の標準約款について改正されたことに伴い、関係する委託業務等の契約書の条項を修正したものでありましたが、確認不足により、令和 4 年度が 4 件で 9 社、令和 5 年度が 3 件で 8 社の条項の誤りが発生したものであり、指摘後、速やかに履行中の契約書の修正を行いました。</p> <p>　　今後は、年度が始まる段階で、契約書のひな形として正しいものを作成した上で、契約事務に取り掛かるとともに、契約執行何の際にも条項号のズレを確認することとします。</p> <p>□ 今回の件を受けて、改めて関連規定(文書取扱規程・公印規程)の内容とともに、決裁日欄・文書審査欄・公印承認欄の押印の適正な取扱いについて簡易なマニュアル(注意喚起のお知らせ)を作成し、職員へ周知しました。</p> <p>　　今後は、年度初め等に定期的に職員へ周知を行い、文書審査及び公印承認について適切な事務処理を行います。</p>